

## 山口市高齢者生きがいセンター整備事業運営要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、山口市高齢者生きがいセンター整備事業（以下「本事業」という。）に基づく山口市高齢者生きがいセンター（以下「センター」という。）の設置地区の選定、センター建設用地の造成等の基準その他本事業の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (センターの設置目的)

第2条 センターの設置は、将来において、長寿化・高齢化の急速な進展が予測される中で、「山口市高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者の生きがい及び社会参加並びに世代交流促進等地域住民相互のコミュニティ活動推進の場を確保・提供し、主に高齢者の福祉の向上に資することを目的とする。

### (センターの設置)

第3条 センターは、山口地域の大殿、白石、湯田、仁保、小鯖、大内、宮野、吉敷、平川、大歳、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川及び佐山の各地区並びに秋穂、阿知須、徳地及び阿東の各地域にそれぞれ1箇所を限度として、小郡地域に3箇所を限度として設置するものとする。

2 センターの設置方法は、地区から市へのセンター建設用地の提供により、市が新築するものとする。ただし、地区の諸事情により建設用地を確保することが困難と認められ、かつ、地区内の市の既存の公共施設(公共用地は除く)を活用することが可能な場合、市長は、当該施設を改修することにより設置することができる。

3 センターの設置順位は、センター設置の要望があった地区のうち、次に掲げる要件のすべてに該当していると認めた地区から、予算の範囲内において、1年度あたり2箇所を限度に順次設置していくものとする。

(1) 高齢者の生きがい及び社会参加並びに世代交流促進等の事業が、地区において積極的に行われていること。

(2) センターの設置、運営に対する地区の合意、協力の体制が整っていること。

(3) 建設用地が第7条に規定する建設用地選定基準を具備していること。  
ただし、市の公共施設改修による設置の場合は、当該施設をセンターとして整備することが認められていること。

### (センターの利用者の範囲)

第4条 センターを利用することができる者は、前条第1項に規定する地区

単位において、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 当該地区に居住する60歳以上の高齢者（以下「高齢者」という。）
  - (2) 当該地区に居住する高齢者で構成する単位老人クラブ等
- 2 センターは、前項の単位老人クラブ等が第2条の目的を達成するために自主的に行う事業に限り使用することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市が高齢者等の福祉の向上のために行う事業の用に供するとき又は地区の自治会、社会福祉協議会等の公共的活動を行う団体の主催による事業のうち、センターの設置目的に照らし、高齢者等の福祉の向上のため、適切な内容であると認められる事業の用に供するときは、センターを使用することができるものとする。

（センターの設置手続）

第5条 センターの設置を要望する地区は、当該地区を代表する自治会連合会（以下「自治会連合会」という。）の代表者名をもって別に定める要望書に必要書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

- 2 センターの設置は、前項の要望書の提出があった地区のうち、提供される土地が建設用地として適当であると市長が認定した地区又は、市の施設を改修しての設置を認めた地区から進めていくこととする。

（建設用地の認定等）

第6条 建設用地は、原則としてセンターの設置を要望する地区から市への無償提供によるものとし、市長は、次条に定める建設用地の選定基準により建設用地として適当であることを認定するものとする。

- 2 前項の規定による無償提供の形態は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 市への寄附 市が土地を寄附採納する。
- (2) 地上権設定契約 市が土地を無償で借り受け、地上権を設定する。
- (3) 使用貸借契約 市が土地を無償で借り受ける。

（建設用地の選定基準）

第7条 建設用地の選定基準は、次のとおりとする。

- (1) 建設用地がセンターの設置場所として、環境、交通、センターの管理等その利便性が確保できること。
- (2) 建設用地に係る所有権、抵当権、水利権等の権利の解除又は合意形成がされていること。
- (3) 建設用地の造成に要する経費が市の予算の範囲内で行うことができること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて付款した条件を

具備していること。

(センターの建築規模等)

第8条 新築による設置の場合、センターの建築規模は、設置する地区の高齢者人口を勘案の上、おおむね次の基準によるものとする。

- (1) 1,000人未満の地区 120平方メートル以下
- (2) 1,000人以上の地区 150平方メートル以下

2 新築による設置の場合、センターの構造等については、市の予算の範囲内において決定するものとし、その基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 主体構造部 木造(ツー・バイ・フォー工法によるものを含む。)又は軽量鉄骨造(軽量鉄骨系プレハブを含む。)とする。
- (2) 階層 原則として、平屋建てとする。
- (3) その他 間取り、厨房等の設備については、予算の範囲内で本事業の目的及びセンターの性質を勘案の上、決定するものとし、浴室については設置しない。

(センター設置に係る経費の負担区分等)

第9条 センター設置に係る次に掲げる経費は、予算に定める範囲内において、市の負担とする。

- (1) 第7条の基準により建設用地として認定された土地の造成費
- (2) センター建築又は改修に係る工事費
- (3) センター建築又は改修に係る設計費
- (4) 改築による設置で必要と認められる耐震診断委託料及び耐震補強工事費
- (5) その他センター供用開始に際して必要と認められる備品購入費

2 前項第1号及び第2号に掲げる経費の合計額について、市の負担限度額は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 新築の場合 予算で定める額
- (2) 改修の場合 新築に要する経費の2分の1以内の額

3 第6条のセンター設置のため提供される土地に係る経費は、センター設置を要望する地区の負担とする。

(センターの運営及び維持管理)

第10条 センターの運営及び物理的効用の安全その他の維持管理は、次に掲げる公共的団体のいずれかを指定管理者として指定し、委託するものとする。

- (1) センター設置地区の自治会連合会
- (2) センター設置地区の社会福祉協議会

- (3) 前2号に掲げるもののほか、センター設置地区で活動する地区老人クラブ連合会等の公共的団体で市長が適当と認めた団体
- 2 センターの維持管理の委託料の額は、センターの建設規模等勘案の上、市長が別に定める額とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に、合併前の山口市高齢者生きがいセンター整備事業運営要綱(山口市制定)の規定によりなされた決定その他の行為については、この要綱の相当規定により既になされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月16日から施行する。